

# 第7回教育委員会

平成31年3月26日  
午後3時30分  
本庁舎屋上会議室

## 案 件

議案第25号 大阪市立美術館条例施行規則等を廃止する規則案

大阪市立美術館条例施行規則等を廃止する規則案

(大阪市立美術館条例施行規則の廃止)

第1条 大阪市立美術館条例施行規則（平成21年大阪市教育委員会規則第34号）は、  
廃止する。

(大阪市立東洋陶磁美術館条例施行規則の廃止)

第2条 大阪市立東洋陶磁美術館条例施行規則（平成18年大阪市教育委員会規則第4号）は、廃止する。

(大阪歴史博物館条例施行規則の廃止)

第3条 大阪歴史博物館条例施行規則（平成18年大阪市教育委員会規則第5号）は、  
廃止する。

(大阪市立自然史博物館条例施行規則の廃止)

第4条 大阪市立自然史博物館条例施行規則（平成18年大阪市教育委員会規則第6号）は、廃止する。

(大阪市立科学館条例施行規則の廃止)

第5条 大阪市立科学館条例施行規則（平成18年大阪市教育委員会規則第7号）は、  
廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(参考)

大阪市立美術館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立美術館条例（昭和24年大阪市条例第72号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(美術館資料の寄贈等の申出)

第2条 条例第3条の規定により大阪市立美術館（以下「美術館」という。）に条例第2条第1号の美術館資料（以下「美術館資料」という。）を寄贈し、若しくは寄託し、又は寄託した美術館資料（以下「寄託資料」という。）の返還を受けようとする者は、教育委員会の定めるところに従い、教育委員会に申し出なければならない。

(寄託資料の取扱い)

第3条 寄託資料の管理は、特別の契約がある場合を除き、本市所有の美術館資料と同じ取扱いとする。

2 寄託資料が災害その他の不可抗力によって滅失又は損傷したときは、本市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(寄贈、寄託の受入れの決定等)

第4条 教育委員会は、寄贈若しくは寄託の受入れの諾否の決定又は寄贈品、寄託品及び購入すべき美術館資料等の鑑査及び評価に関しては、美術専門家に委嘱して、その意見を徵することがある。

(寄贈品及び寄託品の運搬の費用負担)

第5条 条例第4条第2項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）から出品を依頼した寄託品については指定管理者が、その他の寄贈品又は寄託品については寄贈者又は寄託者が、その運搬の費用を負担する。ただし、別に特約があるときはこの限りでない。

(保管)

第6条 寄贈又は寄託の受入れの諾否決定前といえども、指定管理者は、寄贈又は寄託しようとする物品の保管をすることがある。

(寄託期間)

第7条 寄託期間は1年以上とする。ただし、寄託品の種類又は性質によってこれを短縮することがある。

(寄託品の模写等)

第8条 指定管理者は、寄託品の模写、模造又は撮影をし、又はこれを公刊発売することがある。ただし、別に特約があるときはこの限りでない。

(利用料金の納付時期)

第9条 条例第13条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）は、あらかじめ指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

(特別設備)

第10条 条例第14条の規定による特別の設備に係る費用は、施設の使用許可を受けた者の負担とする。

(指定申請の方法)

第11条 条例第17条第1項の規定による通知を受けた法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、教育委員会が指定する期間内にこれを教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書
- (3) 条例第17条第2項の規定による申請（以下「指定申請」という。）の日の属する事業年度の前3事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）とする。
- (4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (7) 条例第18条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの美術館の管理に関する事業計画書及び収支計算書
- (9) 美術館の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類

(資料の提出の要求等)

第12条 教育委員会は、条例第19条に規定する指定管理予定者を選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(事業報告書の記載事項等)

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、指定管理者の代表者がこれに押印しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
  - (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること
  - (3) 条例第21条各号に掲げる業務の実施状況
  - (4) 美術館の利用者数その他の利用状況
  - (5) 美術館の管理に要した経費等の収支の状況
  - (6) その他教育委員会が必要と認める事項
- 2 指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日後）2月以内に教育委員会に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て当該提出を延期することができる。

(補助執行)

第14条 市長の事務部局の職員をして美術館の運営に係る事務を補助執行させることとした場合においては、第15条の規定中「教育長」とあるのは、「主管局長（大阪市事務分掌条例第1条に掲げる局及び室の長をいう。）」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第15条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市立美術館条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第11条の指定申請の方法及び第12条の資料の提出の要求等は、この規則の施行前

においても、改正後の規則第11条及び第12条の規定の例により行うことができる。

## 大阪市立東洋陶磁美術館条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立東洋陶磁美術館条例（昭和57年大阪市条例第48号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (美術館資料の寄贈等の申出)

第2条 条例第4条の規定により大阪市立東洋陶磁美術館（以下「美術館」という。）に条例第3条第1号の美術館資料（以下「美術館資料」という。）を寄贈し、若しくは寄託し、又は寄託した美術館資料（以下「寄託資料」という。）の返還を受けようとする者は、教育委員会の定めるところに従い、教育委員会に申し出なければならない。

### (寄託資料の取扱い)

第3条 寄託資料の管理は、特別の契約がある場合を除き、本市所有の美術館資料と同じ取扱いとする。

2 寄託資料が災害その他の不可抗力によって滅失又は損傷したときは、本市は損害賠償の責めを負わないものとする。

### (利用料金の納付時期)

第4条 条例第10条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）は、あらかじめ条例第5条第2項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が定める日までに支払わなければならない。

### (指定申請の方法)

第5条 条例第12条第1項の規定による通知を受けた法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、教育委員会が指定する期間内にこれを教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書
- (3) 条例第12条第2項の規定による申請（以下「指定申請」という。）の日の属する事業年度の前3事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された

法人等にあっては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）とする。

- (4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (7) 条例第13条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの美術館の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (9) 美術館の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類  
(資料の提出の要求等)

第6条 教育委員会は、条例第14条に規定する指定管理予定者を選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（事業報告書の記載事項等）

第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、指定管理者の代表者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
  - (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること
  - (3) 条例第16条各号に掲げる業務の実施状況
  - (4) 美術館の利用者数その他の利用状況
  - (5) 美術館の管理に要した経費等の収支の状況
  - (6) その他教育委員会が必要と認める事項
- 2 指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日後）2月以内に教育委員会に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て当該提出を延期することができる。

(損害賠償等)

第8条 美術館の施設の使用の許可を受けた者、入館者又は美術館資料について特別の研究若しくは貸出しの許可を受けた者が建物、設備又は美術館資料を損傷し、又は亡失したときは、教育委員会の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(補助執行)

第9条 市長の事務部局の職員をして美術館の運営に係る事務を補助執行させることとした場合においては、第10条の規定中「教育長」とあるのは、「主管局長（大阪市事務分掌条例第1条に掲げる局及び室の長をいう。）」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 大阪市立東洋陶磁美術館の指定管理者の指定手続に関する規則（平成17年大阪市教育委員会規則第25号）は、廃止する。

附 則（平成22年3月26日（教）規則第10号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

## 大阪歴史博物館条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、大阪歴史博物館条例（平成13年大阪市条例第60号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (博物館資料の寄贈等の申出)

第2条 条例第4条の規定により大阪歴史博物館（以下「博物館」という。）に条例第3条第1号の博物館資料（以下「博物館資料」という。）を寄贈し、若しくは寄託し、又は寄託した博物館資料（以下「寄託資料」という。）の返還を受けようとする者は、教育委員会の定めるところに従い、教育委員会に申し出なければならない。

### (寄託資料の取扱い)

第3条 寄託資料の管理は、特別の契約がある場合を除き、本市所有の博物館資料と同じ取扱いとする。

2 寄託資料が災害その他の不可抗力によって滅失又は損傷したときは、本市は損害賠償の責めを負わないものとする。

### (利用料金の納付時期)

第4条 条例第14条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）は、あらかじめ条例第5条第2項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が定める日までに支払わなければならない。

### (附属設備の利用料金)

第5条 条例第14条第3項の教育委員会規則で定める附属設備の種別及び金額は、別表のとおりとする。

### (指定申請の方法)

第6条 条例第16条第1項の規定による通知を受けた法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、教育委員会が指定する期間内にこれを教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書

- (3) 条例第16条第2項の規定による申請（以下「指定申請」という。）の日の属する事業年度の前3事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）とする。
- (4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び收支予算書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (7) 条例第17条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの博物館の管理に関する事業計画書及び收支予算書
- (9) 博物館の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類  
(資料の提出の要求等)

第7条 教育委員会は、条例第18条に規定する指定管理予定者を選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（事業報告書の記載事項等）

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、指定管理者の代表者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
  - (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること
  - (3) 条例第20条各号に掲げる業務の実施状況
  - (4) 博物館の利用者数その他の利用状況
  - (5) 博物館の管理に要した経費等の収支の状況
  - (6) その他教育委員会が必要と認める事項
- 2 指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日後）2月以内に教育委員会

に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て当該提出を延期することができる。

(損害賠償等)

第9条 博物館の施設の使用の許可を受けた者、入館者又は博物館資料について特別の研究若しくは貸出しの許可を受けた者が建物、設備又は博物館資料を損傷し、又は亡失したときは、教育委員会の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(補助執行)

第10条 市長の事務部局の職員をして博物館の運営に係る事務を補助執行させることとした場合においては、第11条の規定中「教育長」とあるのは、「主管局長（大阪市事務分掌条例第1条に掲げる局及び室の長をいう。）」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 大阪歴史博物館の指定管理者の指定手続に関する規則（平成17年大阪市教育委員会規則第26号）は、廃止する。

附 則（平成22年3月26日（教）規則第11号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分		単位		使用料
講堂設備 備	音響設備	式	午前、午後各1回 につき	3,900円
	ステージスピーカー	式		2,200円
	サラウンドスピーカー	式		2,200円
	はね返りスピーカー	式		1,100円
	テープレコーダー	1台		600円
	CDプレーヤー	1台		1,300円
	MDプレーヤー	1台		1,300円
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台		1,300円

	グランドピアノ	1台		3,500円
	ビデオ（プロジェクター付）	1台		1,900円
	16ミリ・35ミリ兼用映写機	1台		4,200円
	書画カメラ（プロジェクター付）	1台		400円
	スライド映写機（プロジェクター付）	1台		1,300円
	デジタルビデオ（プロジェクター付）	1台		1,900円
	サスペンションライト	12台以内		2,100円
		24台以内		4,200円
		25台以上		7,400円
	ボーダーライト	一式		1,000円
	フロントスポットライト	一式		1,700円
	ピンスポットライト	1台		1,700円
	シーリングライト	一式		1,700円
	金屏風	1双		800円
	冷房設備、暖房設備	午前		600円
		午後		800円
		全日		1,400円
第1研修室設備	拡声装置（マイク付）	一式	午前、午後各1回につき	1,800円
	テープレコーダー	1台		600円
	スライド映写機（プロジェクター付）	1台		1,300円
	ビデオ（プロジェクター付）	1台		1,900円
	デジタルビデオ（プロジェクター付）	1台		1,900円
その他設備	拡声装置（マイク付）	一式		1,800円
	書画カメラ（プロジェクター・スクリーン付）	1台		400円
	ビデオ（テレビ付）	1台		1,300円

デジタルルビデオ（テレビ付）	1台		1,300円
スライド映写機（スクリーン付）	1台		1,300円
オーバーヘッドプロジェクター (スクリーン付)	1台		400円
ポータブル液晶プロジェクター (スクリーン付)	1台		1,900円
音声ガイド	1台	1日各1回につき	400円

備考 この表中「午前」とは午前9時30分から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「全日」とは午前9時30分から午後5時までをいう。

## 大阪市立自然史博物館条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立自然史博物館条例（昭和49年大阪市条例第39号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (博物館資料の寄贈等の申出)

第2条 条例第4条の規定により大阪市立自然史博物館（以下「博物館」という。）に条例第3条第1号の博物館資料（以下「博物館資料」という。）を寄贈し、若しくは寄託し、又は寄託した博物館資料（以下「寄託資料」という。）の返還を受けようとする者は、教育委員会の定めるところに従い、教育委員会に申し出なければならない。

### (寄託資料の取扱い)

第3条 寄託資料の管理は、特別の契約がある場合を除き、本市所有の博物館資料と同じ取扱いとする。

2 寄託資料が災害その他の不可抗力によって滅失又は損傷したときは、本市は損害賠償の責めを負わないものとする。

### (利用料金の納付時期)

第4条 条例第14条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）は、あらかじめ条例第5条第2項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が定める日までに支払わなければならない。

### (附属設備の利用料金)

第5条 条例第14条第3項の教育委員会規則で定める附属設備の種別及び金額は、別表のとおりとする。

### (利用料金の減額又は免除)

第6条 条例第14条第5項の規定による利用料金の減免又は免除は、教育長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、指定管理者がこれを行うことができる。

2 利用料金の減額及び免除は、次のとおりとする。

(1) 30人以上の団体で入場するときは、観覧料について次に掲げる額を減額する。

ア 30人以上50人未満の団体 観覧料の1割

イ 50人以上100人未満の団体 観覧料の2割

ウ 100人以上の団体 観覧料の3割

(2) 博物館の常設展示場に入場する者が大阪市立長居植物園の入場券を提示したときは、常設展示場の観覧料について大阪市立長居植物園の入場料相当額を減額する。

(3) 前2号に定めるもののほか、教育長が公益上の必要その他特別の事由があると認めることは、指定管理者は利用料金を減額又は免除することができる。

(指定申請の方法)

第7条 条例第16条第1項の規定による通知を受けた法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、教育委員会が指定する期間内にこれを教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書
- (3) 条例第16条第2項の規定による申請（以下「指定申請」という。）の日の属する事業年度の前3事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）とする。
- (4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (7) 条例第17条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの博物館の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (9) 博物館の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類

(資料の提出の要求等)

第8条 教育委員会は、条例第18条に規定する指定管理予定者を選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(事業報告書の記載事項等)

第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書（以下「事

業報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、指定管理者の代表者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
  - (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること
  - (3) 条例第20条各号に掲げる業務の実施状況
  - (4) 博物館の利用者数その他の利用状況
  - (5) 博物館の管理に要した経費等の収支の状況
  - (6) その他教育委員会が必要と認める事項
- 2 指定管理者は、毎年度終了後(地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日後)2月以内に教育委員会に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て当該提出を延期することができる。

(損害賠償等)

第10条 博物館の施設の使用の許可を受けた者、入館者又は博物館資料について特別の研究若しくは貸出しの許可を受けた者が建物、設備又は博物館資料を損傷し、又は亡失したときは、教育委員会の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(補助執行)

第11条 市長の事務部局の職員をして博物館の運営に係る事務を補助施行させることとした場合においては、第6条及び第12条の規定中「教育長」とあるのは、「主管局長(大阪市事務分掌条例第1条に掲げる局及び室の長をいう。)」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 大阪市立自然史博物館の指定管理者の指定手続に関する規則(平成17年大阪市教育委員会規則第27号)は、廃止する。

附 則(平成22年3月26日(教)規則第12号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分		使用料		
		午前	午後	全日
特別展示室	冷房設備			16,000円
	暖房設備			16,000円
講堂	冷房設備	3,500円	5,000円	8,500円
	暖房設備	3,500円	5,000円	8,500円
	拡声装置	一式 午前、午後各1回に付		
				1,800円
	マイク	1本 午前、午後各1回に付		
				500円
	ワイヤレスマイク	1本 午前、午後各1回に付		
				1,100円
	テープレコーダー	1台 午前、午後各1回に付		
				900円
	スライド映写機 (スクリーン付)	1台 午前、午後各1回に付		
				1,300円
	16ミリ映写機 (スクリーン付)	1台 午前、午後各1回に付		
				4,200円
	ビデオ装置	一式 午前、午後各1回に付		
				2,200円
	液晶プロジェクター (スクリーン付)	1台 午前、午後各1回に付		
				1,900円

備考 この表中「午前」とは午前9時30分から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時（ただし、11月1日から翌年2月末日までの期間については、午後4時30分）までをいい、「全日」とは午前9時30分から午後5時（ただし、11月1日から翌年2月末日までの期間については、午後4時30分）までをいう。

## 大阪市立科学館条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立科学館条例（平成元年大阪市条例第42号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (科学館資料の寄贈等の申出)

第2条 条例第4条の規定により大阪市立科学館（以下「科学館」という。）に条例第3条第1号の科学館資料（以下「科学館資料」という。）を寄贈し、若しくは寄託し、又は寄託した科学館資料（以下「寄託資料」という。）の返還を受けようとする者は、教育委員会の定めるところに従い、教育委員会に申し出なければならない。

### (寄託資料の取扱い)

第3条 寄託資料の管理は、特別の契約がある場合を除き、本市所有の科学館資料と同じ取扱いとする。

2 寄託資料が災害その他の不可抗力によって滅失又は損傷したときは、本市は損害賠償の責めを負わないものとする。

### (利用料金の納付時期)

第4条 条例第11条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）は、あらかじめ条例第5条第2項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が定める日までに支払わなければならない。

### (指定申請の方法)

第5条 条例第13条第1項の規定による通知を受けた法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、教育委員会が指定する期間内にこれを教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書
- (3) 条例第13条第2項の規定による申請（以下「指定申請」という。）の日の属する事業年度の前3事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された

法人等にあっては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）とする。

- (4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (7) 条例第14条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの科学館の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (9) 科学館の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類  
(資料の提出の要求等)

第6条 教育委員会は、条例第15条に規定する指定管理予定者を選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（事業報告書の記載事項等）

第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、指定管理者の代表者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
  - (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること
  - (3) 条例第17条各号に掲げる業務の実施状況
  - (4) 科学館の利用者数その他の利用状況
  - (5) 科学館の管理に要した経費等の収支の状況
  - (6) その他教育委員会が必要と認める事項
- 2 指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日後）2月以内に教育委員会に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て当該提出を延期することができる。

(損害賠償等)

第8条 科学館の施設の使用の許可を受けた者、入館者又は科学館資料について特別の研究若しくは貸出しの許可を受けた者が建物、設備又は科学館資料を損傷し、又は亡失したときは、教育委員会の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(補助執行)

第9条 市長の事務部局の職員をして科学館の運営に係る事務を補助執行させることとした場合においては、第10条の規定中「教育長」とあるのは、「主管局長（大阪市事務分掌条例第1条に掲げる局及び室の長をいう。）」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 大阪市立科学館の指定管理者の指定手続に関する規則（平成17年大阪市教育委員会規則第28号）は、廃止する。

附 則（平成22年3月26日（教）規則第13号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

## **大阪市立美術館条例施行規則 外4件の廃止について**

### **1 廃止の理由**

本市では平成28年12月に、博物館群の今後のあるべき姿や進むべき方向性について「大阪市ミュージアムビジョン」を策定し、ビジョンの実現にふさわしい経営形態が地方独立行政法人であることを確認した。平成29年3月には「地方独立行政法人化に向けた基本プラン」を策定するなど、これまでの指定管理者制度から、継続性と機動性・柔軟性・自主性を備えた地方独立行政法人による経営と運営の一元化へ移行するための準備を進めてきた。

今回、地方独立行政法人の設立に伴い、大阪市立美術館条例、大阪市立東洋陶磁美術館条例、大阪歴史博物館条例、大阪市立自然史博物館条例、大阪市立科学館条例及びを廃止することから、本規則を廃止するものである。

### **2 廃止規則**

- ・大阪市立美術館条例施行規則
- ・大阪市立東洋陶磁美術館条例施行規則
- ・大阪歴史博物館条例施行規則
- ・大阪市立自然史博物館条例施行規則
- ・大阪市立科学館条例施行規則

### **3 施行期日**

平成31年4月1日